

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び
新規上場申請のための半期報告書の適正性に関する確認書

平成 20 年 9 月 19 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 斉藤 惇 殿

会 社 名 株式会社 クロス・マーケティン

代 表 者 の 代表取締役社長

役 職 五十嵐 幹

氏 名 (署名)



当社の代表取締役社長である五十嵐 幹は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

なお、不実の記載がないと認識するに至りました理由につきましては、以下のとおりです。

1. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための半期報告書に記載した内容が、「企業内容等の開示に関する内閣府令」及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関係法令に基づき、全て重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
2. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための半期報告書の作成にあたり、業務分担と主管部門が明確にされており、各主管部門において適切な業務体制が構築されております。また、社内規程を整備し、職務の分担や責任の所在を明確にしております。
3. 毎月 1 回開催されている定時取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会において、業務の執行状況の報告を受けるとともに、経営上の重要事項の意思決定を行っております。
4. 監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行及び業務手続が適切に行われていることを確認しております。
5. 内部監査は代表取締役社長直轄の組織として、他の業務執行組織から独立して内部管理体制の適正性や有効性を定期的に監査しており、指摘事項及び改善状況等について、その結果を経営者に報告する体制が構築されております。
6. 監査役及び新日本有限責任監査法人による監査において、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための半期報告書の記載内容について、重要な指摘事項がないことを確認しております。

以上